3　熱損失防止性能の測定方法

⑴　１の熱損失防止性能のうち押出法ポリスチレンフォームを用いた断熱材に関するものは、日本工業規格Ａ9511（2009）に規定する方法により測定した熱伝導率とする。

⑵　１の熱損失防止性能のうちガラス繊維を用いた断熱材及びスラグウール又はロックウールを用いた断熱材に関するものは次の式により算出したものとする。

λ＝ｄ／（Ｒ×1,000）

この式において、λ、ｄ及びＲは、それぞれ次の数値を表すものとする。

λ：熱伝導率（単位　ワット毎メートル毎ケルビン）

ｄ：厚さ（単位　ミリメートル）

Ｒ：熱抵抗値（単位　１ワットにつき平方メートル・ケルビン）

ｄ及びＲは、日本工業規格Ａ9521（2011）に規定する方法により測定した値とする。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十七年七月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百七十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第二項の規定に基づき、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）において電気を使用して事業を行う者（以下「事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化（以下「電気需要平準化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第５条第２項で指定する電気需要平準化時間帯は、７月１日から９月30日までの８時から22時まで、及び12月１日から３月31日までの８時から22時までとする。

事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るための管理体制の下で電気需要平準化を推進する取組方針を定め、その設置している工場等及び事業者全体の電気の需要量を把握するとともに、国全体でのエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内で電気需要平準化に資する措置を講じるよう「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定められている「電気需要平準化評価原単位」を指標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で１から３までに掲げる電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、工場等が立地している地域によっては、一日の当該地域の電気の需要量がほぼ一定の量で推移している等の状況から、２に掲げる措置の実施が必ずしも当該地域の電気需要平準化に資するものとならない場合があるため、電気事業者がホームページ等で公表している電気の需給の予測に関する情報等を確認し、２に掲げる措置以外の措置の実施を検討するものとする。

なお、事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

１　電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

１－１　自家発電設備の活用

⑴　コージェネレーション設備

ア．ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン、燃料電池等のコージェネレーション設備の導入を検討すること。

イ．コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、熱及び電気の需要の実績並びに将来の見通しについて十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のものとすること。

ウ．コージェネレーション設備を新設又は更新する場合には、空気調和設備等の電気需要平準化時間帯において電気の消費量が大きい機器について、コージェネレーション設備の運転により発生する排熱を利用できる機器の設置を併せて検討すること。

エ．定期点検等は、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需要平準化時間帯における発電に努めること。

オ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。

⑵　発電専用設備

ア．ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の発電専用設備の導入を検討すること。

イ．発電専用設備を新設又は更新する場合には、電気の需要の実績及び将来の見通しについて十分な検討を行い、適正規模の設備容量のものとすること。

ウ．発電専用設備を新設又は更新する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、著しくこれを下回らないものとすること。

エ．定期点検等は、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に実施することにより、電気需要平準化時間帯における発電に努めること。

オ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること。

１－２　空気調和設備等の熱源の変更

⑴　空気調和設備

ア．ガスエンジンヒートポンプ、吸収式冷温水機等の燃料を消費する設備や排熱投入形吸収式冷温水機等の排熱を有効利用した熱源設備の導入を検討すること。

イ．燃料や熱を消費する空気調和設備を新設又は更新する場合には、ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。

ウ．燃料や熱を消費する空気調和設備を新設又は更新する場合には、負荷の変動に応じて適切な台数分割や台数制御により部分負荷運転時に効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。

エ．電気需要平準化時間帯において、政府が電気の需給の逼迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給の逼迫が予想される場合には、空気調和設備が電気を消費する設備と燃料や熱を消費する設備とで構成されている場合は、電気需要平準化を優先し、燃料や熱を消費する設備の運転に努めること。